

1. 教学マネジメント指針について

2040年の社会の姿①

2040年という時代 … 今年(2018年)に生まれた子供たちが、大学(学部)を卒業するタイミング

～今から22年後の未来～

我が国は課題先進国として、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要

成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは

「**知識**」とそれを組み合わせて生み出す「**新しい知**」

その基盤となり得るのが**教育**

特に**高等教育**については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、
世界が直面する課題への解決にいかに関与できるかという観点が重要

2040年頃の社会変化

- SDGs(持続可能な開発のための目標) → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- Society5.0・第4次産業革命 → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- 人生100年時代 → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- グローバル化 → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- 地方創生 → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ

2040年の社会の姿②

Society5.0

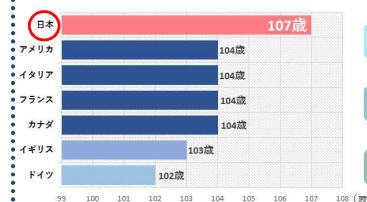
新たな社会
“Society 5.0”



AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society5.0）の到来が予想。

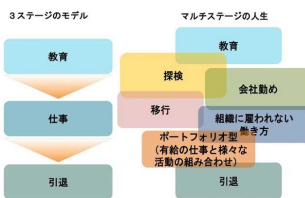
人生100年時代

2007年生まれの子どもの
50%が到達すると期待される年齢



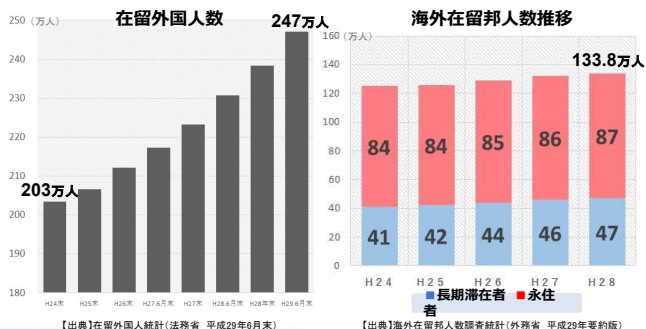
世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

3ステージではなくマルチステージの人生



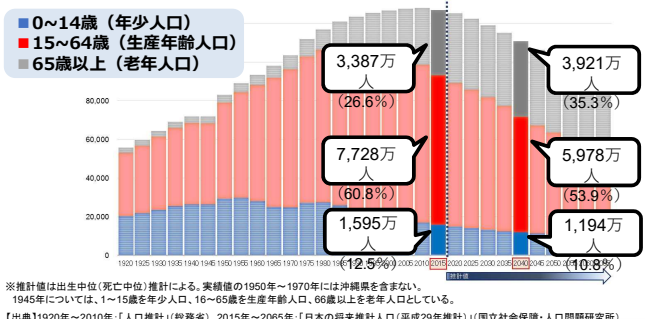
グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

- 予測不可能な時代を生きる人材像
 - 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
 - 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
- 学修者本位の教育への転換
 - 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
 - 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

高等教育と社会の関係

- 「知識の共通基盤」
 - 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 研究力の強化
 - 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 産業界との協力・連携
 - 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 地域への貢献
 - 個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体制転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みと環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・搬送を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な学修マネジメントの確立
 - 各大学の学修面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
 - 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
 - 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化
- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた技術的な見直し)
- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学枝種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受容することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示
- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
 - 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

- 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模
- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保證できない機関へ厳しい評価
- 地域における高等教育
 - 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築
- 国私公の役割
 - 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国私公全体で取り組む
 - 国立大学の果たす役割と必要分野・規模に関する一定の方向性を検討

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

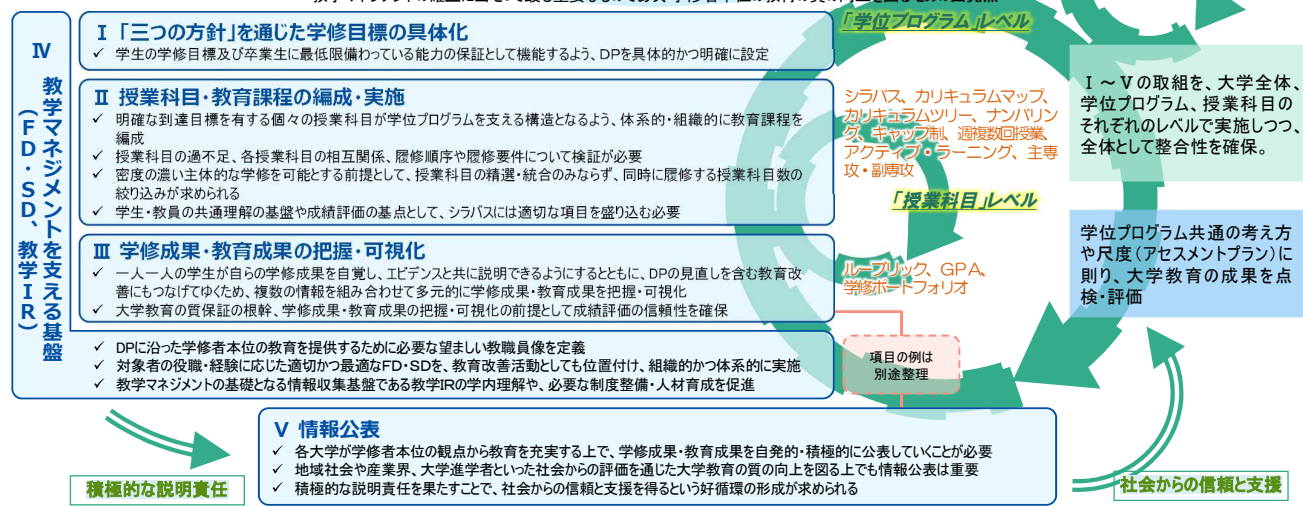
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点



I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められていることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の基点となるものであることを踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につながるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多元的な形で行う必要がある。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

IV 教学マネジメントを支える基盤(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置づけ、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

6

V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要になる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

2. 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について

- ハラスメント防止
- 消費者教育
- 人権教育、差別の解消
- 知財教育
- キャリア教育、ワークルール教育
- 主権者教育
- 租税教育
- ギャンブル等依存症問題教育
- デザイン思考

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

●「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

●「第4次男女共同参画基本計画」(H27.12.25閣議決定)(抜粋)

第2部-II- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者の視点を取り入れるなど**、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

●「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)」(H30.12(独)日本学生支援機構) https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html

●「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(H28.4 文部科学省) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

●「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

- (4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、**学校における生徒等もなり得る。**

●「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(R2 厚生労働省告示第2号)(抜粋)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

- (1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

●法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

●人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

●外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

『文部省セクハラ規程』のポイント

- セクハラ防止・排除のための措置、問題発生時の適切な措置に関して必要な事項を規定。
- セクハラを職員個人の問題ではなく**組織全体の問題**と捉え、職員の責務のみならず、**監督者や学校長等の責務**について規定。
- セクハラ被害の申立者等の保護の観点から、**不利益取扱い(いわゆる“二次加害”)の禁止**についても規定。

○文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年3月30日 文部省訓令第4号)(抄)

(監督者の責務)

第四条 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること
- 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること

(国立学校等の長の責務)

第五条 国立学校等の長は、当該国立学校等の職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

- 2 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該国立学校等の職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの提示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 3 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、当該国立学校等に所属する職員に対し、必要な研修を実施するものとする。
- 4 国立学校等の長は、新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談への対応)

第六条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等(以下「相談員等」という。)を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2・3 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第九条 国立学校等の長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けた**セクハラ“一時加害”**のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った**継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”**についても**不法行為に当たると認定**。
- **セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任**だけでなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という**組織全体の使用者責任も認定**。
- 抽象的概念である「**安全配慮義務**」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

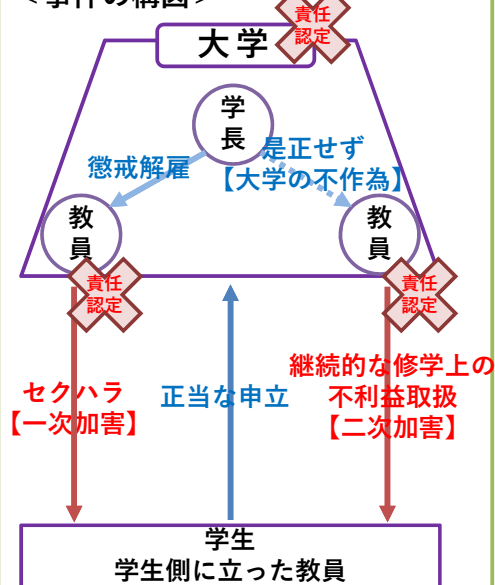
被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名譽を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

- (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問的自由、教授の自由によって保障されるものということはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。
- (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということではできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>

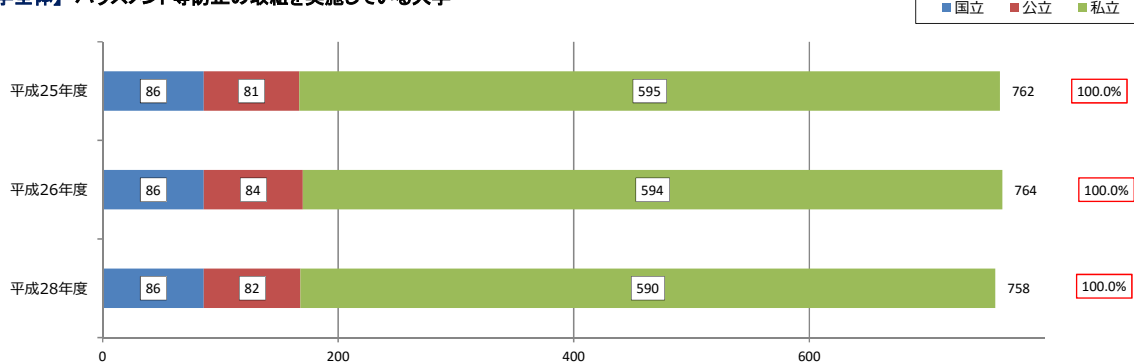


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』（秦澄美枝、2018年）を参照のこと。

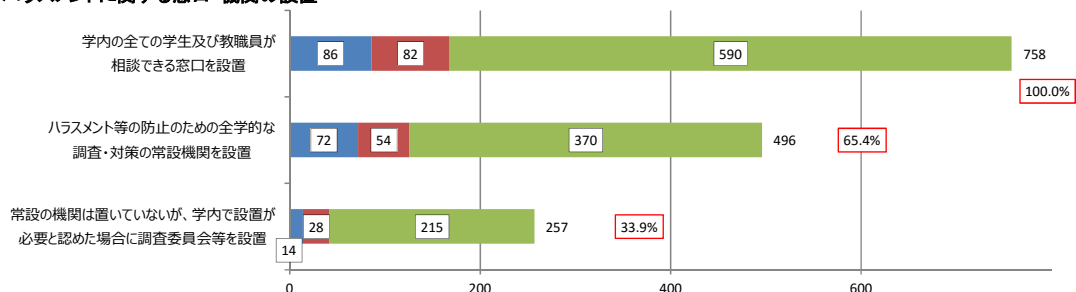
12

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 (平成28年度)



※セクシュアル・ハラスメント等には、アカハラ、パワハラ等を含む。
※平成27年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典:「平成28年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

13

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士、臨床心理士等
- 手 段 電話：月～金（12～21時）、土（9～17時）※年末年始、日祝は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話：月～金（12～19時）※年末年始、土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人与契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動、啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長、副センター長、専門相談員
- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 手 段 開室：火、木、金（10～16時45分）※祝日は除く
mail：24時間 等

14

各国立大学のハラスメント相談窓口

http://www.janu.jp/univ/harassment/ 一般社団法人 国立大学協会 The Japan Association of National Universities 文字サイズ 小 標準 大 Japanese English 検索

トップページ 国立大学協会の情報 国立大学の情報 リンク

一般の方へ 国立大学へ入学を希望する方へ 国立大学へ就職を希望する方へ 企業の方へ

トップ > 国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味
○：「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している
●：「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している
◆：「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している
※：相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している
（これらの情報は平成29年6月30日現在のものです。）

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口 （この他、学内限定サイトに「●学外相談窓口」について掲載しています）
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口
小樽商科大学	○ハラスメント相談窓口
帯広畜産大学	○ハラスメント相談窓口
旭川医科大学	○ハラスメント相談窓口※
北見工業大学	（学内限定サイトに「○学内相談窓口」について掲載しています）
東北支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
弘前大学	○ハラスメント相談窓口

出典：国立大学協会HPより。

※各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト(※)に掲載
(※) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>

15

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『キャンパスハラスメント対策ハンドブック』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『アカデミック・ハラスメントの解決
大学の常識を問直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『大学の哲学＜安全配慮義務＞－教員＜質向上＞の方法』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)
※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

16

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大**していくことが求められる。

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある**。また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要**である。連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画(H27.3.24閣議決定)(抜粋) 第4章4(2)消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での消費者教育の導入事例について広く収集し、**大学等と共有する**。また、**学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する**。

消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30(H30.7.10改訂))

3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究

例えば、全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)

1 消費者教育の推進 (2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

○「消費者教育の推進について」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

○「平成28年度消費者教育に関する取組状況調査」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1400252.htm

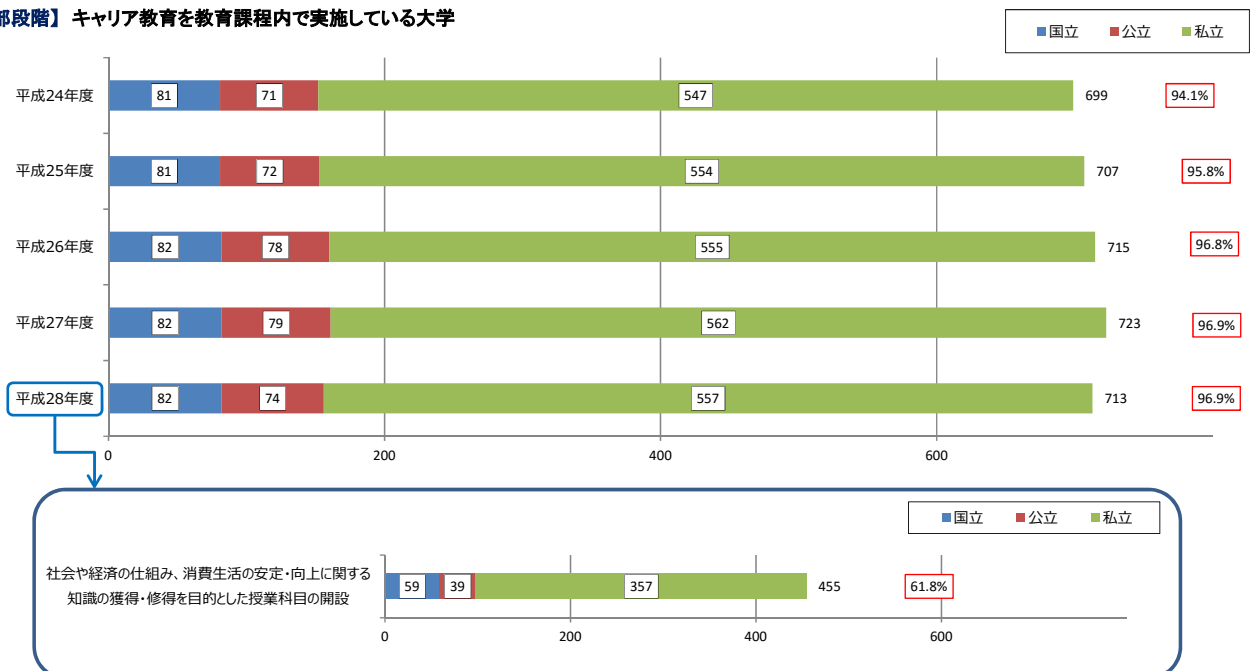
○高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書→「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

大学における消費者教育に関する取組状況

- ・大学における教育は、各大学の自主的・自律的な判断により実施。
- ・教育課程内で消費者教育等を実施する国公私立大学は、455校。

【学部段階】 キャリア教育を教育課程内で実施している大学



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典:「平成28年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

＜参考＞各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] フレッシュマン・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(消費生活センターへの訪問のほか、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の知識を学修する)	1年次・必修科目	講師:三重県消費生活支援センター職員等

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)

第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略)現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.1125付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分に知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について
積極的な取組をお願いいたします。

22

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2017(2017.5.16知的財産戦略本部決定)(抜粋)

II. 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1)現状と課題

高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。

(2)今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。

23

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 学習段階に応じた科目の展開(全学部2～4年生が受講可能)
- ・学生の専門領域・将来像に配慮・関連した知的財産科目(4科目) ・知的財産に関する法律に特化した展開科目(5科目)

【期待される効果】

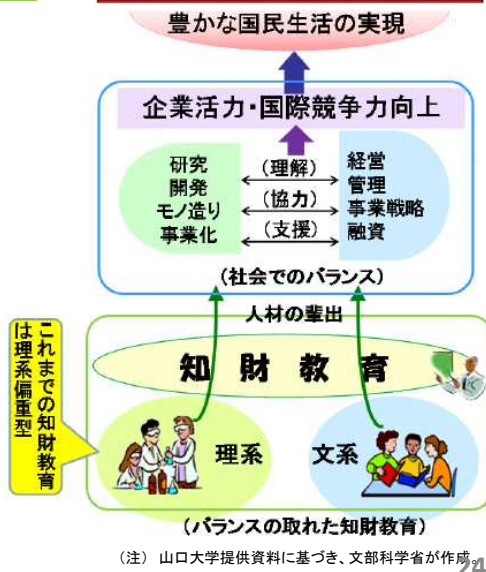
- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化



文・理のバランスのとれた知財教育



山口大学(教育関係共同利用拠点)

教職員の組織的な研修等の共同利用拠点 (知的財産教育)

文部科学大臣認定
期間：平成30年度～令和4年度

既に保有している知財教育の資源

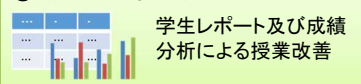
① 知財教育教材・授業ノウハウ式



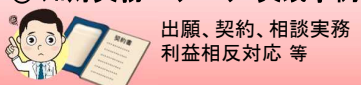
**資源を生かし、
教職員研修
プログラムの
提供・支援**

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

② 教育効果測定データ・分析等



③ 知財実務 ノウハウ・実践事例

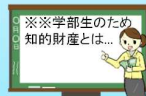


※URA(リサーチ・アドミニストレーター)
研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

全国の大学に普及・定着

**教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援
(教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)**

- 1 学部**教養**教育用メニュー
…著作権、研究者倫理、効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
…ものづくり教育、デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 大学院**教育**(文理とも)用メニュー
…研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
…教職で必要な知財の知識と実務処理



**組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援
(実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)**

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
…特許情報分析、戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー
…知財概要、知財情報の取得と分析、契約実務(産業財産系・著作権系)、実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と兼業判断**セクション**用メニュー
…知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 全**教職員**用メニュー
…著作権法、商標法、不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



キャリア教育の推進について

- ◆キャリア教育(ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む)の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法(S44年法律第64号(H27.10改正))

新設:第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画(H27.10ジョブ・カード制度推進会議)(抜粋)

7(9) 大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト(H27.12.1～)

<http://jobcard.mhlw.go.jp>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について(27文科生第634号能発0315第3号 H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知)

- 1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
- 2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について(29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知)

26

○労働法のハンドブック「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)

○「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)

(改訂箇所: H27.4～H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・?」のページを追加)

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、**このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。**

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくようお願いいたします。

○厚生労働省HP 「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（H27.6.15）

○公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）（27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知）（抜粋）

（中略）大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について**入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討**いただきますようお願いいたします。

○第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について（依頼）（28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知）（抜粋）

（中略）若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校における**キャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げ**られます。

については、大学等においては、**選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討**いただきますようお願いいたします。

28

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱（H22.12.16閣議決定）（抜粋）

第2章 1.（2）租税教育の充実

（略）本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討**し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

○第11回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について（周知）（R2.1.8付事務連絡）（抜粋）

○ 合意事項

- 1 学習指導要領の着実な実施
- 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

○国税庁HP（税の学習コーナー＞租税教育用教材＞租税教育の事例集）

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

29

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法（H30.7.13法律第74号）（抜粋）

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。**

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議（H30.7.5参議院内閣委員会）

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP（若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは：

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

＜参考＞デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠にとらわれずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力（エンジニアリングデザイン能力）の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	環境共生、社会協生、安心・安全、健康・福祉などの多様な価値の関係性も考慮してシステム全体を創造的にデザインするための知恵とスキルを教授することを目指して設立された研究科。 環境共生、安心・安全、健康・福祉といった社会のニーズを徹底的に考慮しつつ、新たな技術システム・社会システムのデザインを行い、マネジメントしていくための方法論や手法を学ぶためのカリキュラムを構築。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際、地域、学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断的研究教育活動を推進。

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

3. 履修証明制度の改善、学部等連携課程の導入について

【参考】 現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数60時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設され、同年12月26日から施行。**

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第六百五十五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第六百五十五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第六百五十五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

履修証明プログラムへの単位授与

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第29条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第30条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



5

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」の制度化

学位プログラムの現状と課題

【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織＝教員が所属する組織＝提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。**

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とするため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正する。

※4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

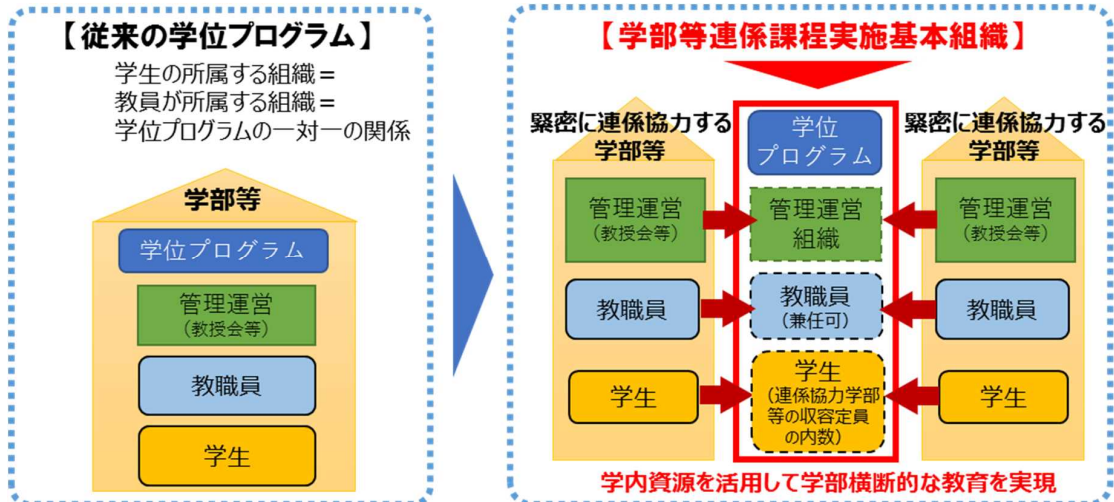
学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）との**緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。**

※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例



2

教員組織

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。ただし、教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任（ダブルカウント））

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、運営管理業務や、連係協力学部等との調整業務が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること、及び、当該基本組織等と連係協力学部等の双方に所属する教員の勤務状況を、エフォート管理等を通じて適切に行うべきことについて、施行通知等を通じて周知する。

専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

収容定員（学生組織）

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。**

※ 当該基本組織等に所属する学生が、当該基本組織等に対する所属意識を十分に醸成できるよう、大学としての取組を施行通知において求める予定。

3

設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等連係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の類型	学部等の場合	学部等連係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴う設置	認可	認可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴わない設置	届出	届出

○提出書類:「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に

○届出期間:開設前年度の12月末 → 開設2か月前

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等連係課程実施基本組織を設置する際には、3つのポリシーを策定**するとともに、連係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**する。
（いずれも施行通知において要請。）